

新潟市令和6年能登半島地震により被災した  
農地等小規模災害復旧事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災を受けた農地及び農業用施設の復旧事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象及び補助率等)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることのできる対象の事業は、被災所在地が市内にあるもので、農地及び農業用施設を復旧する事業とし、別表に定めるものとする。

(補助事業対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区（連合）
- (2) 農業協同組合（連合）
- (3) 農家組合、水利組合及び共同施行者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(被害報告及び被害調査)

第4条 補助事業対象者は、農地及び農業用施設に被害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、被災状況を調査し、被災程度の把握と補助対象事業の範囲を決定しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 計画概要書（第1表）
- (2) 位置図（1万分の1程度）
- (3) 平面図
- (4) 復旧図（概略図）
- (5) 設計書又は見積書（内訳がわかるもの）

- (6) 被害写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第3条(1)及び(2)を除く者が補助事業者となる場合は、団体の構成員である被災農業者から復旧事業の実施、交付申請手続き及び補助金の受領に係る事務を行うことの委任を受けた報告書(別記様式第2号)を申請書に添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、規則第7条の規定により、補助金を交付するか否かを決定し、その旨を速やかに補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第7条 補助事業者は、規則第10条第1項本文の規定により、計画の変更(軽微な変更を除く)をしようとするときは、速やかに補助事業変更申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 変更計画概要書(第1表)
- (2) 位置図(1万分の1程度)
- (3) 変更平面図
- (4) 変更復旧図(概略図)
- (5) 変更設計書又は見積書(内訳がわかるもの)

2 前項に規定する軽微な変更は、事業費が30パーセントに相当する額を超えない増又は事業費が13万円以上40万円未満のものとする。

3 市長は、規則第10条第2項の規定による承認をした場合は、補助金交付決定変更通知書(別記様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負等契約書の写し
- (2) 工事竣工写真(着手前, 施工中, 竣工)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から30日以内又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げるこ

がある。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(別記様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日及び適用)

1 この要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年5月31日までに被害報告のあったものについて適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。

## 別表（第2条関係）

第2条の別表に定めるものとは、次のとおりとする。

### 1. 復旧事業の対象となる農地及び農業用施設

#### (1) 農地

農地とは、耕作の目的に供される土地をいい、土地台帳の地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分し、その取り扱いは次のとおりとする。

ア. 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう。）であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃等（以下「特殊田畑」という。）を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は農地として取り扱わないものとする。

イ. 水田及び畑地（特殊田畑を除く。）にあたっては、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態の土地で、次に掲げるものは農地とみなすものとする。

① 土地改良事業、融資事業等により新規造成された農地

② 輪作地帯における休耕地（休耕中に地力を増進する目的で、はんの木等を植えた土地を含む。）

#### (2) 農業用施設

農業用施設とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設（受益戸数が2戸以上の施設）であって、次のとおりとする。

ア. かんがい排水施設

用・排水路、ため池、頭首工、揚水施設等

イ. 農業用道路

農業用に利用される道路（市道として道路法により認定されているものは含まない。）、橋梁

ウ. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

土壌浸食防止等の土留工、階段工等の農地保全施設

### 2. 補助対象の範囲、補助対象基準、補助率

補助対象の範囲	補助対象基準	補助率
① 原形復旧工事費	① 1箇所工事費が13万円以上	1/2以内
② 効用回復工事費	40万円未満のもの	(ただし、補助金の額は、
③ その他市長が特に必要と認める経費	② 1箇所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの	1,000円未満切り捨てとする。)
※災害査定の不格案件は補助対象外		

### 3. 申請前に着工した復旧事業

被害拡大防止のために必要な場合又は緊急に復旧すれば次の作付けに間に合う場合において、事前に着工した復旧事業については、補助対象とするものとする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助金交付申請書

新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1 補助事業の名称                | 農地等小規模災害復旧事業 |
| 2 補助事業の目的及び内容            |              |
| 3 補助対象経費（事業費）            | 円            |
| 4 交付申請額及びその算定方法          | 円（事業費×50%）   |
| 5 補助事業の着手（予定）年月日         | 年 月 日        |
| 6 補助事業の完了（予定）年月日         | 年 月 日        |
| 7 情報の公表の方法等              |              |
| 8 添付書類                   |              |
| （1）計画概要書                 |              |
| （2）位置図                   |              |
| （3）平面図                   |              |
| （4）復旧図                   |              |
| （5）設計書又は見積書              |              |
| （6）被害写真                  |              |
| （（7）工事請負等契約書の写し）※        |              |
| （（8）工事竣工写真（着手前、施工中、竣工））※ |              |
| （（9）領収書の写し）※             |              |
| （9 補助事業の成果）※             |              |

※…申請前に完了した復旧事業について申請する場合において、記載・添付をすることとする。

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所	氏 名
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業の実施に伴う、交付申請手続き及び補助金の受領に係る事務について、下記の者が代表として行うことを委任しましたので報告します。

記

申請者 住所（団体にあつては所在地）

氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

別記様式第3号（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当: )

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称  
農地等小規模災害復旧事業
- 2 交付決定額（不交付の理由）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 事業の名称  
農地等小規模災害復旧事業

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更補助対象経費（事業費） \_\_\_\_\_ 円

5 変更交付申請額及びその算定方法 \_\_\_\_\_ 円（事業費×50%）



新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当: )

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 事業の名称  
農地等小規模災害復旧事業

2 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 変更事項

変更前	変更後

5 変更理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業補助金の交付決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 農地等小規模災害復旧事業
- 2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助事業完了月日 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 情報の公表の状況
- 6 添付書類
  - (1) 工事請負等契約書の写し
  - (2) 工事竣工写真（着手前、施工中、竣工）
  - (3) 領収書の写し

別記様式第7号（第9条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
（担当： ）

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金の額について、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 確定額 \_\_\_\_\_ 円

第1表

令和6年農地等小規模災害復旧事業（変更）計画概要書

災害名及び被災年月日		令和6年能登半島地震 令和6年1月1日		関係面積	ha
地区名及び箇所番号				受益面積	ha
施行位置				受益戸数	戸
事業主体名				被災前の工法	
工種	田	緊急順位		直営又は請負の別	
区分	事業量		事業費		摘要
総事業	m ha		千円		
うち未成			千円		
うち転属			千円		
差引			千円		産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 千円
災害原因及び被災状況					
復旧工事計画					